

2025年3月

2025年度男女共同参画・少子化関連顕彰事業募集要項

公益社団法人程ヶ谷基金

1. 顕彰の趣旨

この顕彰は、男女共同参画社会の推進及び少子化対策がわが国の健全なる発展において極めて重要な礎になるとの認識に鑑み、若手研究者等の研究・活動の一層の推進を目指すことを旨とします。

2. 顕彰対象者

この顕彰の対象者は、原則、満45歳未満の研究者、学生、又は満45歳未満の方を中心としたグループ、団体（代表者が45歳以上の場合も中心メンバーが満45歳未満であれば可）であり、ジェンダー研究、子育て支援活動など、男女共同参画社会の推進又は少子化対策について、以下の部門ごとに定められた要件を満たした個人又は団体となります。

(1) 論文部門

概ね2024年1月以降に完成させた男女共同参画社会の推進又は少子化対策に関する研究論文及び「別紙1 論文部門応募用紙」を提出した者

(2) 活動部門

男女共同参画社会の推進又は少子化対策に資する活動を過去から継続的に行っており、かつ、概ね2024年1月以降に実施した活動状況について「別紙2 活動部門応募用紙」及び事業報告書、パンフレット等、活動状況把握の参考となる資料を提出した者

3. 選考委員

(1) 恵泉女学園大学学長 大日向 雅美 氏

(2) 関西大学人間健康学部教授 山縣 文治 氏

(3) お茶の水女子大学大学院人間文化研究科創成科学

ジェンダー学際研究専攻長 永瀬 伸子 氏

(4) 中京大学現代社会学部教授 松田 茂樹 氏

(5) 公益社団法人程ヶ谷基金理事長 大河原 昭夫 氏

4. 顕彰金の額及び顕彰件数

原則、1件につき上限60万円、10名（又は団体）程度を目途とします。

5. 申込方法

この顕彰に応募される方は、上記2. (1)又は(2)の部門に応じた応募書類に、論文部門は1名以上、活動部門は2名以上の推薦状を付して、当基金事務局へご郵送下さい。

なお、提出される論文言語が日本語以外の場合は、翻訳（抄訳も可）を付けてください。

また、応募用紙の記入は日本語に限ります。

6. 申込期限

2025年9月30日(火) (必着)

7. 選考基準

選考基準は、以下の通りとし、選考委員会の選考を経て受賞者を決定します。

- (1) 当該研究・活動が過去から継続的に行われており、特筆すべき業績のあること
- (2) 当該研究・活動の将来性が見込まれ、かつ、描く理想と現実との調和が図られていること
- (3) 顕彰が他の同様の研究・活動を行う者の励みとなるなど、受賞の効果が見込まれること

8. 選考手続

選考手続は、以下の要領で行います。

- (1) 応募論文については、書類審査を行います。また、活動状況の審査に当たっては、同様に書類審査のうえ活動内容が実際に行われているかどうかを専門委員等が検証します。
- (2) 選考委員会は、上記(1)の結果を受け、応募論文又は活動内容の質、社会的貢献度等に照らして最終判断を行います。
- (3) 理事会は、上記(2)の結果を受け、受賞者を決定します。

9. 選考結果の通知及び表彰式

受賞者には事前通知のうえ、2025年12月12日(金)午後6時から表彰式を行います。

10. 顕彰金交付時期

顕彰金は、原則、表彰式後1週間以内に交付します。

11. その他の留意事項

- (1) 顕彰の内容は、12月12日にプレスリリースを行うほか、当基金ホームページで公表します。
- (2) 提出された応募書類は返却いたしません。
- (3) 応募された方の個人情報は、本目的以外に使用せず、適切に管理します。

12. 顕彰応募書類送付先・問合せ先

〒241-0802 横浜市旭区上川井町1324

公益社団法人程ヶ谷基金事務局 (電話045-921-0050)

以上